

自動車税（県税）

自動車を所有している人にかかります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自動車の種類、排気量などによって定められています。主なものは35ページ参照。

◆身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者）の減免

- 本人運転 専ら身体障害者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車
- 家族運転 同居の親族の運転で、専ら障害者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車
- 介護者運転 介護者の運転で、専ら障害者（障害者のみで生活されている方に限ります。）の通学等の用に継続して使用され、かつ障害者のためにのみ使用される自動車
- 身体障害者等の人が利用するために構造を変更した自動車

これらの自動車については、申請により自動車税が減免されます。減免の申請は納期限の7日前までにしてください。

初めて申請される方は、東部県税局自動車税庁舎（TEL088-641-2323）に事前に具体的な手続きなどをお問い合わせください。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税通知書により5月31日までに納めます。

納税通知書に添付されている納税証明書は車検（継続検査又は構造等変更検査）時に必要です。大切に保管しましょう。

4月1日以後に新規登録をした場合には、登録の時に申告し、新規登録をした月の翌月から月割計算した額を納めます。

※ 平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されました。

他県から徳島県内へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

◆税金の還付

自動車を年度途中で廃車した場合は、月割により税金が還付されます。ただし、移転登録の場合は譲り渡した人にその年度中の全額が課税され、新所有者には、翌年度から課税されます。

※ 平成18年度から、県域を越える自動車の転出入があった場合の月割計算が廃止されたため、月割による自動車税の還付はなくなりました。

◆自動車の登録手続き

自動車の所有権の移転などがあつたときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録 ●中古車を売ったり、買ったりしたとき — 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき — 変更登録 ●車が古くなったりして使わないとき — 抹消登録

◎登録についてのおたずねは

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 1-1
☎ 050-5540-2074（登録関係ヘルプデスク）

◆自動車税のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染の防止のため、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図ることが目的です。

排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります。

1 環境負荷の小さい自動車……自動車税が下がります。

①平成23年度に新車新規登録された次の車について、平成24年度の税率が軽減されます。

自動車の種類	車両総重量	排 出 ガ ス 要 件	燃費要件	軽減措置
電気自動車	—	—	—	税率より概ね 50%軽減
プラグインハイブリッド自動車				
天然ガス自動車	3.5 t 以下	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—	
	3.5 t 超	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	—	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	燃費基準 + 25%達成車	

※燃費基準とはガソリン車、LPG車については、平成22年度燃費基準、ディーゼル車については平成17年度燃費基準のことです。

②平成24年度及び平成25年度に新車新規登録された次の車について、新車新規登録された翌年度の税率が軽減されます。

自動車の種類	排 出 ガ ス 要 件	燃費要件	軽減措置
電気自動車	—	—	税率より概ね 50%軽減
プラグインハイブリッド自動車	—	—	
天然ガス自動車	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 20%以上達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 50%以上達成車	税率より概ね 50%軽減
		平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 38%以上達成車	
		平成27年度燃費基準達成車 (注) 平成22年度燃費基準 + 25%以上達成車	税率より概ね 25%軽減

(注) 平成22年度燃費基準については、平成27年度燃費基準に対する適合性が判定できない場合に限り適用されます。

2 環境負荷の大きい自動車……自動車税が上がります。

特 例 対 象 車		重課措置
ディーゼル車	平成13年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成24年度以降廃車されるまで 平成14年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成25年度以降廃車されるまで	10%重課 (100円単位で切り捨て)
ガソリン車・LPG車	平成11年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成24年度以降廃車されるまで 平成12年3月31日以前に新車新規登録を受けた自動車で、平成25年度以降廃車されるまで	

※一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、メタノール、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車（車検証にハイブリッド自動車であることが記載されているもの））は除きます。

※軽減対象車両は、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html）でご覧になれます。

◆自動車税年税額一覧表（主なもの）

（平成24年 4 月 1 日現在）

区 分			年 税 額	
			営 業 用	自 家 用
乗 用 車	総排気量 1 ℓ 以下		7,500円	29,500円
	" 1 ℓ 超～1.5 ℓ 以下		8,500円	34,500円
	" 1.5 ℓ 超～2 ℓ 以下		9,500円	39,500円
	" 2 ℓ 超～2.5 ℓ 以下		13,800円	45,000円
	" 2.5 ℓ 超～3 ℓ 以下		15,700円	51,000円
	" 3 ℓ 超～3.5 ℓ 以下		17,900円	58,000円
	" 3.5 ℓ 超～4 ℓ 以下		20,500円	66,500円
	" 4 ℓ 超～4.5 ℓ 以下		23,600円	76,500円
	" 4.5 ℓ 超～6 ℓ 以下		27,200円	88,000円
" 6 ℓ 超		40,700円	111,000円	
ト ラ ッ ク	最大積載量 1トン以下		6,500円	8,000円
	" 1トン超～2トン以下		9,000円	11,500円
	" 2トン超～3トン以下		12,000円	16,000円
	" 3トン超～4トン以下		15,000円	20,500円
	" 4トン超～5トン以下		18,500円	25,500円
	" 5トン超～6トン以下		22,000円	30,000円
	" 6トン超～7トン以下		25,500円	35,000円
	" 7トン超～8トン以下		29,500円	40,500円
	" 8トン超		29,500円に 8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算	40,500円に 8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算
	ク	けん引車	小型自動車	7,500円
普通自動車			15,100円	20,600円
被けん引車		小型自動車	3,900円	5,300円
		普通自動車	最大積載量 8トン以下	7,500円
		最大積載量 8トン超	7,500円に 8トンを超える部分 1トンまでごとに3,800円を加算	10,200円に 8トンを超える部分 1トンまでごとに5,100円を加算
貨 客 兼 用 車	最大積載量 1トン以下	総排気量 1 ℓ 以下	10,200円	13,200円
		" 1 ℓ 超～1.5 ℓ 以下	11,200円	14,300円
		" 1.5 ℓ 超	12,800円	16,000円
	最大積載量 1トンを超 2トン以下	" 1 ℓ 以下	12,700円	16,700円
		" 1 ℓ 超～1.5 ℓ 以下	13,700円	17,800円
		" 1.5 ℓ 超	15,300円	19,500円
バ ス			一般乗合用	そ の 他
	乗用定員が30人以下		12,000円	26,500円
	" 30人超～40人以下		14,500円	32,000円
	" 40人超～50人以下		17,500円	38,000円
	" 50人超～60人以下		20,000円	44,000円
	" 60人超～70人以下		22,500円	50,500円
	" 70人超～80人以下		25,500円	57,000円
	" 80人超		29,000円	64,000円
キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量 1 ℓ 以下			23,600円
	" 1 ℓ 超～1.5 ℓ 以下			27,600円
	" 1.5 ℓ 超～2 ℓ 以下			31,600円
	" 2 ℓ 超～2.5 ℓ 以下			36,000円
	" 2.5 ℓ 超～3 ℓ 以下			40,800円
	" 3 ℓ 超～3.5 ℓ 以下			46,400円
	" 3.5 ℓ 超～4 ℓ 以下			53,200円
	" 4 ℓ 超～4.5 ℓ 以下			61,200円
	" 4.5 ℓ 超～6 ℓ 以下			70,400円
	" 6 ℓ 超			88,800円

（注）●営業用とは、ナンバープレートが緑色のものです。

●貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上のものです。